

## 富士ファイルム ソフトウェアエンドユーザーライセンス規約

本「富士ファイルム ソフトウェアエンドユーザーライセンス規約」（以下、「本規約」といいます）は、お客様（以下、「お客様」といいます）と富士ファイルム株式会社（以下、「弊社」といいます）との間で適用されます。本ソフトウェア（第 1 条に定義）をインストール、ダウンロード、保存、その他使用した場合、お客様は本規約の条件に拘束されることに同意したこととなります。本規約の条件に拘束されることに同意されない場合、お客様は、本ソフトウェアのインストール、ダウンロード、保存、その他使用をせず、弊社または本ソフトウェアを購入された正規販売店に本ソフトウェアを速やかに返却し、支払い済のライセンス料の返還を受けるものとします。

### 第1条 本ソフトウェアの概要

「本ソフトウェア」とは、「富士ファイルムオブジェクトアーカイブ」ソフトウェアを意味し、データをストレージに読み書きする機能、およびそれに関連する機能の提供を目的として、弊社が提供するプログラムおよび文書一式、ならびにその後のリリース、アップデート、アップグレード、バージョン、訂正版およびこれに付帯する文書一式を含みますが、これらに限られません。本ソフトウェアは、サーバーへ予めインストールされ、そのサーバーと共に頒布される場合もあります。本ソフトウェアは、第三者が開発したオープンソースソフトウェアコード（以下、「本オープンソースコード」といいます）を組み込んでおります。本オープンソースコードの一覧は、

<https://www.fujifilm.com/jp/ja/business/data-management/data-archive/object/license>

より入手可能です。本オープンソースコードは、各々のライセンスの定め（以下、「オープンソースライセンス条件」といいます）に服するものであり、本規約とオープンソースライセンス条件が矛盾する場合、当該オープンライセンス条件が適用される本オープンソースコードについては、当該オープンライセンス条件が優先するものとします。お客様は、オープンソースライセンス条件を遵守するものとします。

### 第2条 適用

本規約は、本ソフトウェア、ならびに本ソフトウェアに関連し、弊社から提供される下記プログラムおよびサービスの全ての利用に適用されるものとします。なお、当該プログラムやサービスに関し、本規約と別の規約があわせ適用される場合や、別途締結する契約がある場合、それらの規定が優先するものとします。

- ・更新プログラム
- ・サポート・保守サービス

### 第3条 知的財産権

本ソフトウェアは、使用許諾されるものであって、譲渡されるものではありません。本ソフトウェアに係る知的財産権は、弊社および第三者に留保されます。本ソフトウェアは、著作権法、不正競争防止法その他の知的財産に関する法令により保護されます。

### 第4条 使用許諾

弊社は、お客様が、弊社または正規販売店との間との契約により権限を付与されたことを条件として、お客様に対し、ストレージにおよびストレージからデータを読み書きし、関連するデータを管理する等、本ソフトウェアの本来の使用目的（以下、「本目的」といいます）の範囲で、本ソフトウェアを本規約に従いお客様においてのみ使用することのできる、非独占的かつ譲渡不能、サブライセンス不能の権利を許諾します。なお、当該許諾は、お客様に、本ソフトウェアに関するいかなる権利を譲渡するものでもなく、かつ、お客様に、本条前段に定める権利を除き、本ソフトウェアに関するいかなる権利を付与するものでもありません。

### 第5条 使用の期間および終了

1. お客様による本ソフトウェアの使用許諾期間は、弊社または正規販売店との間との契約で規定されるものとします。
2. お客様が、本規約の条項のいずれかに違反した場合、弊社はその裁量により、お客様による本ソフトウェアの使用権を停止、解約、または解除することができるものとします。
3. お客様は、いかなる理由によるものであれ、本規約とあわせ適用される規約や、別途締結する契約に別段の定めがある場合を除き、本ソフトウェアの使用権を停止、解約、または解除に起因して弊社に対し損害賠償、補償金、その他の支払いを求めることはできません。
4. 本ソフトウェアの使用権が停止、解約、または解除された場合、お客様はいかなる理由においても本ソフトウェアを使用することはできません。お客様は本ソフトウェアの使用を直ちに中止するとともに、弊社の指示に従い本ソフトウェアをお客様の対象製品から再生不可能な方法で全て消去するものとします。

### 第6条 遵守事項

1. お客様は、自ら、または第三者をして、以下の行為をし、またはさせてはいけないものとします。
  - (a). 弊社の書面による承諾なしに本目的以外の目的で本ソフトウェアを使用すること、または、本ソフトウェアの一部のみをインストールまたは使用すること。
  - (b). 本ソフトウェアを改変、変更、変換、リバースエンジニアリング（内容を解析して、人間が読み取り可能な形に変換すること等を指します。）、逆コンパイル、も

しくは逆アセンブルすること、本ソフトウェアのソースコードの解読を試みること、本ソフトウェアから二次創作物を作成すること、または本ソフトウェアを他のソフトウェアに統合もしくは組み込むこと。

(c). 本ソフトウェアの全部または一部を複製または複写すること。

(d). 本ソフトウェアの全部または一部を、有償、無償を問わず、販売、頒布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、サブライセンス、輸出または再輸出すること。

2. お客様は本ソフトウェアを購入した国以外に持ち出す場合には、購入した国およびその他適用のある国の輸出入関連法規類を遵守するものとします。お客様は、本項の規定に違反した行為により生じるいかなる問題についても、お客様自身の責任でこれを解決するものとします。

## 第7条 保証

1. 弊社はお客様に対し、本ソフトウェアが、インストールから 90 日の間（以下、「保証期間」といいます）、その実質において、本ソフトウェアと共に提供された文書に則って動作することを保証します。

2. お客様は、弊社が、(i)本ソフトウェアの動作や機能に重大な影響を及ぼすものではないエラーがないことを保証できないこと、(ii) お客様による過失、誤操作、本ソフトウェアの誤用または乱用により生じたいかなる不具合または誤動作に対して責任を負わないこと、(iii) お客様による本規約の不遵守（本ソフトウェアを本規約の下付与された使用権の範囲外での使用、弊社以外の者により行われた改変、変更、変換等を含むがこれに限られない）に基づき生じた請求に対して責任を負わないこと、また(iv) 本ソフトウェアに関し、もしくはその不具合への対応方法として弊社がお客様にアドバイスした事項に対応しなかったことにより生じた不具合、または潜在的な侵害に関する請求が、弊社からお客様に提供した、本ソフトウェアに関する新しいリリース、アップグレード、アップデート、バージョン、訂正版等を使用することにより避けられた場合に責任を負わないこと、を認識し、これに同意するものとします。

3. 弊社は、保証期間内に、本ソフトウェアが、その実質において、本ソフトウェアと共に提供された文書に則って動作していない旨の通知を受けた場合、その選択により (i) 本ソフトウェアを修理、アップデート、アップグレードもしくは交換するか、または(ii) お客様が本ソフトウェアの保証期間中に不適合な本ソフトウェアの使用に関して支払ったライセンス料を返還します。これらは本ソフトウェアの保証に関する包括的かつ唯一の責任であり、弊社はこれ以外の責任を一切負いません。

4. 弊社は、本条に定めるものを除き、本ソフトウェアは現状有姿で提供するものであり、その商品性、特定目的への適合性、第三者の知的財産の非侵害を含め、いかなる保証も致しません。別途の書面による契約がある場合を除き、弊社、弊社グループ会社、および正規販売店のいずれも、本ソフトウェアに関するメンテナンスやサポートサービス、修理、アップデート、アップグレードを提供する義務を負いません。

5. 弊社は、本ソフトウェアに組み込まれる本オープンソースコードは、現状有姿で提供するものであり、その商品性、特定目的への適合性、第三者の知的財産の非侵害を含め、いかなる保証も致しません。弊社、弊社グループ会社、および正規販売店のいずれも、本オープンソースコードに起因してまたは関連してお客様または第三者が被った損害について、直接間接を問わず、予見できたか否かを問わず（事前に損害が生じる可能性についての通知を受けていた場合を含む）、一切責任を負いません。

#### 第8条 責任制限

前条第3項に規定するものを除き、弊社、その関連会社、および正規販売店は、本規約または本ソフトウェアに関連して適用される規約もしくは契約に関連してお客様または第三者が被った損害（データ、サーバー等の機器、ソフトウェア等の損失、破損等を含みます。）について、直接間接を問わず、予見できたか否かを問わず（事前に損害が生じる可能性についての通知を受けていた場合を含む）、一切責任を負いません。また、いかなる場合にも、弊社、その関連会社、および正規販売店の責任の額の合計は、本ソフトウェアに関してお客様が支払った価格を超えないものとします。

#### 第9条 損害賠償・解除

弊社は、お客様が本規約の条項に違反した場合には、第5条第2項に基づきお客様による本ソフトウェアの使用権を停止、解約、または解除することができるほか、これにより弊社が被った損害の賠償をお客様に請求することができるものとします。

#### 第10条 診断情報の収集

弊社は、本ソフトウェアに関するライセンス管理、障害対応および品質向上（新機能開発・機能向上のための統計情報の収集を含む）等に使用する目的で、お客様の使用状況等に関する以下のデータ（以下、「診断情報」といいます）を収集させて頂くことがあります。

- (a). ライセンス監査ファイル（データ容量、使用期間、ハードウェア（ライブラリ・サーバー）等の機種、シリアル番号等）
- (b). ソフトウェア・ハードウェアのログファイル（障害対応および品質向上のためのトレース情報、使用状況ファイル等）
- (c). レポートファイル（ソフトウェアがログファイル等から集計した統計情報等）
- (d). その他これに類する情報

なお、上記のデータ以外の情報はお客様から収集しません。

#### 第11条 その他

1. お客様は、本規約に基づき得た地位の全部または一部を第三者に移転することはできません。

【2. お客様が会社、組織等である場合、弊社またはその代理人が、お客様による本規約の遵

守を確認する目的で、事前の書面による通知により、通常の営業時間内においてお客様による本ソフトウェアの使用の状況に関し監査できることに同意します。】

3. 本規約第3条、第5条第3項、同条第4項、第6条乃至第9条、本項および本条第5項の規定は、本規約終了後も有効に存続するものとします。

4. 弊社は、お客様に事前に個別に通知することなく、またお客様の同意を得ることなく、本規約を変更することができます。この場合、弊社は、本規約の変更の旨を周知するものとし、この際に定める効力発生日から本規約が変更されるものとします。

5. 本規約は、日本国の法令を準拠法とします。また本規約に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として、これを解決するものとします。

© 2020 FUJIFILM Corporation and its affiliates. All rights reserved.

以上

---

---